

トラブルの解決に 指紋検出の利用をお考えの方に。

私達の身の回りに起こる様々なトラブル。

現場から指紋を検出し、犯人を特定、トラブルは見事解決。

テレビや、映画ではよくありますが、果たして指紋検出は簡単にトラブルの解決に結びつくのでしょうか？

トラブル解決に指紋検出の利用をお考えの方は、是非お読みください。

指紋の検出は熟練した技術が必要です。(採取)

紙、金属、革、ガラス、木材、プラスチック…身の回りにある殆どの素材から指紋を検出することが出来ます。

私共では素材や状態に合わせて数十種類の薬剤、十数種類の資材を用意しています。

(中には毒物や、劇物といった、取扱に資格と細心の注意が必要な薬品も含まれています。)

あなたは、どの組合せを利用しますか？

警察では素材、状態に合わせて、それらの薬剤、資材を組み合わせて、指紋を検出しています。

組合せは数百種類。(ふりかけると、たちどころに指紋が出てくる万能薬は有りません。)

様々な科学的な根拠、長年の経験、個々の状況によって適切な組合せが決定されます。

誰が、いつ、どこで採取したかが重要です。(証拠の客観性、法的根拠性)

指紋が検出されました。大切な証拠です。裁判で重要な証拠になるかもしれません。

裁判所では、慎重に証拠の「法的根拠性」に関して吟味します。

「誰が、どうやって、どこで採取した指紋ですか？」

客観的な立場である警察でさえ指紋採取に際しては、その都度、方法や手段を記録し、第三者立会
の元で指紋を採取し、現場の写真等を撮影し客観的な記録を残します。

トラブルの当事者が、一人で、にわか覚えの方法で採取した、指紋が客観的な資料として、認めら
れるでしょうか？たとえば、夜中にこっそり採取した指紋は、先ず証拠としては採用されないでしょう。
(採取の状況によっては、指紋を採取しても何の役にも立たない場合があります。)

指紋から犯人を断定するには、犯人の指紋が必要です。(鑑定)

指紋が検出されただけでは、犯人は特定できません。検出した指紋と、犯人の指紋が一致して、初めて犯人と断定できます。

犯人から指紋をどのようにして、入手しますか？

警察では、裁判所の許可を得て、被疑者から指紋を採取します。

あなたが、カズくで指紋を採取したり、こっそり指紋を採取したりしたら、それこそ犯罪です。

また、2つの指紋が同一であることを決定する作業(鑑定)も、とても難しい作業で警察でさえ限られた人達が行っています。(2つの指紋を重ね合わせたらぴったり合うなんてことはありません。)

トラブル解決には。

指紋検出は犯罪解決のための有効な手段の一つですが、その利用には、習熟技術と、幅広い科学的知識、長年の経験、そして法律的な知識が必要です。

とても、一般人が手を出せる手段ではありません。

トラブル解決には、月並みになりますが、専門家に相談するのが近道です。

個人と個人のトラブルには法律の専門家(弁護士)、

犯罪が絡むトラブルには犯罪捜査の専門家(警察)に相談するのが一番です。

トラブルは、一人で悩まず、専門家に相談してみても如何でしょうか？

ご参考までに、諸機関等の電話番号、ホームページを下記にまとめてみました。

(下記、電話番号等は各機関等のホームページによって公開されているものをそのまま転載しました。)

日本弁護士連盟 TEL.03-3580-9841 <http://www.nichibenren.or.jp>

警視庁 TEL.03-3501-0110 <http://www.npa.go.jp>

なお、上記機関等があなたのトラブルの解決につながるかどうかは、弊社と致しましては保証いたしかねます。

文書作成: 株式会社 ピー・エス・インダストリー 担当: 清水 康明

〒156-0044 東京都世田谷区赤堤5-35-4

TEL.03-3322-5301 <http://www.psilttd.co.jp/> mail:webmaster@psilttd.co.jp